* 『意見書』 (医師の意見書が必要な感染症)

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす	
麻しん	発症1日前から発しん出現後の4	解熱した後3日を経過していること	
(はしか)	日後まで		
インフルエンザ ()	症状が有る期間(発症前24時間か	発熱した日をO日とし、発症した後	
型	ら発症後3日程度までが最も感染	5日経過し、かつ、解熱した後3日	
	力が強い)	経過していること	
風しん	発しん出現の7日前から7日後く	発しんが消失していること	
(三日はしか)	511		
水痘	発しん出現1~2日前から	すべての発しんが痂皮(かさぶた)	
(水ぼうそう)	☆皮(かさぶた) 形成まで	化していること	
流行性耳下腺炎	発症3日前から耳下腺腫張後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発	
(おたふくかぜ)		現してから5日を経過し、かつ全身	
		状態が良好になっていること	
結核		症状により医師において感染の恐れ	
		がないと認められていること	
咽頭結膜熱	発熱、充血等症状が出現した数日	発熱、充血等の主な症状が消失した	
(プール熱)	間	後2日経過していること	
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数	感染力が非常に強いため結膜炎の症	
	日間	状が消失していること	
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現	特有の咳が消失していること又は適	
	後3週間を経過するまで	正な抗菌性物質製剤による5日間の	
		治療が終了していること	
腸管出血性大腸菌感染症		医師により感染のおそれがないと認	
(0157, 026, 011		められていること	
1等)			
急性出血性結膜炎		病状により医師において感染のお	
		それがないと認められていること	
侵襲性髄膜炎菌感染症		病状により医師において感染のお	
(髄膜炎菌性髄膜炎)		それがないと認められていること	
アデノウイルス感染症	発熱等の症状が出現した数日間	発熱等の主な症状が消失した後 2	
		日経過していること	
その他医師が上記の感		症状により医師において感染の恐	
染症に類するものと認		れがないと認められていること	
めたもの			